

島根県農林水産会議規程

昭和47年9月26日

(島根県訓令第7号)

一部改正

平成30年3月30日 島根県訓令第5号

地域振興部

農林水産部

中山間地域研究センター

農業技術センター

畜産技術センター

水産技術センター

島根県農林水産会議規程を次のように定める。

島根県農林水産会議規程

(設置)

第一条

農林水産行政の効率的な運営を図るため、農林水産会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称

設置場所

農林水産企画会議

農林水産部

農林水産技術会議

農林水産部

(審議)

第二条

会議は、前条第一項の目的を達成するため、次の事項について調査審議する。

農林水産企画会議

一 農林水産業に関する基本対策並びに重要施策の企画及び実施に伴う総合調整に関する事項

二 島根県長期計画の推進に伴う調整に関する事項

三 その他必要な事項

農林水産技術会議

一 試験研究の基本的な計画の企画に関する事務

二 試験研究機関等と関係課との相互連絡に関する事項

三 試験研究機関等の研究管理及び総合調整に関する事項

四 その他必要な事項

(組織)

第三条

一 農林水産企画会議

農林水産部長、農林水産部次長並びに農林水産部の課長及び室長

二 農林水産技術会議

農林水産部長、農林水産部次長、しまね暮らし推進課長、農林水産部の関係課長及び室長、中山間地域研究センター所長、農業技術センター所長、畜産技術センター所長、水産技術センター所長、並びに農林水産部長が指定したもの。

- 2 農林水産企画会議及び農林水産技術会議の会長は農林水産部長をもって充てる。
- 3 会議に部会を置くことができる。
- 4 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

(運営)

第四条

会長は、会議を招集し、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を行なう。

(雑則)

第五条

この規程に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この訓令は昭和47年9月26日から施行する。
- 2 島根県農林会議規程（昭和38年島根県訓令第7号）は、廃止する。

この訓令は平成30年4月1日から施行する。